限定承認公告

本籍沖縄県那覇市松山二丁目二六番地八、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三一四番地サントピア首里石嶺二〇七

被相続人　亡　親泊ヒロ子

右被相続人は平成二十八年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十八年五月九日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三一四番地サントピア首里石嶺二〇七

相続財産管理人　親泊　政明

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年五月二十三日開催の通常総会において、出資一口金額二十万円を一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年五月二十四日

神戸市垂水区小束山本町一丁目四番一一号

団地協同組合神戸木工センター

代表理事　是澤　俊作

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000399/bx6m/

平成二十八年五月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

アジア2特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一一	上	一三～一四	第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、	第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、
五一三	〃	終りから七	「第十一項、	同条第十八項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、「第十一項、
五一五	〃	二一～二三	同条第十八項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、	
五二二	〃	終りから九	を除く。	

五二七ページ上段一〇行目と一一行目の間に次のように加える。

別表第三㈣の表中

個人番号又は法人番号	を	法人番号

に改め、同表の備考3㈦中「「個人番号又は法人番号」又は」を削り、「の個人番号若しくは」を「又は当該事務代行先に係る事務代行団体の」に改め、「又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号」を削り、同表の備考4㈧及び備考5㈦中「「個人番号又は法人番号」又は」及び「の個人番号若しくは法人番号」を削る。

五二七　下　八～九　の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号

五二九ページ別表第七㈠中

株数又は口数	
株（口）	

は

株(口)数又は額面金額	
株(口)・千円	

の誤り。

五三〇	上	終りから一〇～平成35年分	恒久的施設を有する非居住者	第十七項及び第十八項
五三一	下	〃	七　国内に恒久的施設を有する非居住者	第十七項
五三四	上	一四		

（印刷誤り）

五一〇	下	終りから一一	法律第百二条	法律第百二号
五一四	上	二一	含。	含む。
五一三	〃	終りから三	同号八	同号ハ
五一六	〃	二		
五二七	上	一		
五二八	〃	一二		
五一七	〃	一		
五一八	〃	一		
五一九	〃	一〇～一一		
五二〇	〃	終りから一〇		
五二一	〃	〃		
五二二	〃	〃		
五二三	〃	〃		
五二四	〃	〃		
五二五	〃	〃		
五二六	〃	〃		
五二七	〃	〃		
五二七	〃	終りから九		
五二七	上	八		
五二七	〃	一		
五二七	〃	二		
五二七	〃	八		
五二七	〃	七		
五二七	〃	三		
五二七	〃	二		
五二七	〃	一		
五二七	〃	終りから一		
五二七	下	一		
五二七	〃	二		
五二七	〃	一		
五二七	〃	一		
五二七	〃	一